

町田市情報公開・個人情報保護審査会  
2021年度第10号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月22日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 野 村 武 司

2022年3月16日付け21町市市第1771号(2021年度第10号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年10月20日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年10月29日付け21町市市第1113号の2をもって行った個人情報存否応答拒否処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年10月29日付け21町市市第1113号の2をもって行った個人情報存否応答拒否処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条第2項の規定により、未成年の子の法定代理人として、2021年10月20日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「○○○のマイナンバー(もしくはそれがわかるもの)」(以下「本件対象文書」という。)を対象とする個人情報開示請求を行った。

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2021年10月29日付け21町市市第1113号の2「個人情報存否応答拒否通知書」により、本件条例第24条の2第1項に該当するとして、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2021年11月15日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年12月10日付け21町市市第1363号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2022年3月16日付け21町市市第1771号「個人情報開示等請求決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 処分庁は、2021年12月10日付け21町市市第1363号「弁明書」に記載誤りがあるとして、2023年6月22日付け23町市市第422号「弁明書」により改めて弁明した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2023年6月26日	審議
2023年7月31日	処分庁への事情聴取
2023年9月25日	審議
2023年10月23日	審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれら～に規定する支援措置が実施されているという理由になっているが、そもそも支援措置が実施されるような事実がなく明らかな制度の不正使用と考えられる」と主張した。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

- (1) 本件対象者は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号民事局長等通知・第5の

- 10)に規定する支援措置が実施されており、住所につながる証明書等の交付が制限されている。
- (2) マイナンバーについては、住民票と紐づけて管理しており、本件開示請求に基づき情報の存否について明らかにすることにより、町田市に住民票が存在するか否かが明らかになり、本件対象者に不利益が生ずると認められる。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求について

本件対象文書は、請求者の未成年の子のいわゆるマイナンバーまたは個人番号が分かる文書であるが、実施機関は子に不利益が生じると認められる(本件条例第24条の2第1項)として、本件処分を行った。

### 2 本件処分について

#### (1) マイナンバーについて

マイナンバーは、法律上は「個人番号」とされており、日本国内に住民票を持っている全住民に通知される12桁の番号である。個人番号は住民票の記載事項(住民基本台帳法第5条、第7条第8号の2)とされており、市町村は、その住民につき個人番号を住民基本台帳に記録している。

そして、当該住民の転出等により住民票を消したときには、消した住民票を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存することとなり、除票には当該除票に係る住民票に記載をしていた事項(住民基本台帳法第15条の2)が記載される。

すなわち、個人番号は、町田市において現に住民登録がされている者については住民票に記載され、既に町田市から転出した者については、住民票の除票に記載されることとなる。

#### (2) 本件条例第24条の2第1項該当性について

本件対象者については、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号民事局長等通知・第5の10)に規定する支援措置が実施されている。

上記のとおり、個人番号を記載した子の住民票があるかないか、ある

いは当該住民票の除票があるかないかを回答した場合、子の住所が町田市内外のいずれにあるかを推測させるものとなる。子に対する支援措置が実施されていることを踏まえれば、いずれかの文書についてのその存否を回答した場合には、子が町田市にいるかどうかについて見当がつくことになり、子の生命又は身体が侵害されると認められる。

したがって、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した実施機関の処分は妥当である。

なお、請求人は支援措置が実施されるような事実がないから、明らかな制度の不正使用と考えられると述べるが、当審査会は、支援措置が実施されていることを前提として、本件条例に定める存否応答拒否処分の妥当性を審査するものであり、支援措置の実施に係る妥当性について判断することはできない。

### 3 結論

以上のおりであるから、実施機関がした子のマイナンバーが分かる書類に対する存否応答拒否処分は妥当である。